

建物等を解体する際には アスベスト飛散防止対策が必要です

令和3年3月

群馬県環境森林部環境保全課

住宅や商業施設などにアスベストを含む建築材料が使用されている場合があります。アスベストを含む建築材料が破損した場合、アスベストが大気中に飛散するおそれがあります。そのため、解体等の作業は自ら行わずに、専門の業者に依頼してください。

また、建築物等の解体等工事を行う場合、裏面のとおり大気汚染防止法に定める飛散防止措置を講じてください。

○アスベスト含有建材使用建材（使用箇所）の例



吹付け石綿



ボイラー保温材



石綿含有住宅屋根用化粧スレート



石綿含有吹付けバーミキュライト



配管保温材



石綿含有窯業系サイディング

(コンクリート造)

- ①吹付け石綿
- ④石綿含有吹付けバーミキュライト
- ⑤石綿含有吹付けパーライト
- ⑥石綿含有けい酸カルシウム保温材
- ⑪石綿含有けい酸カルシウム板第2種
- ⑫石綿含有耐火被覆板
- ⑭煙突用石綿断熱材
- ⑮石綿含有スレートボード、フレキシブル板
- ⑯石綿含有スレートボード平板
- ⑳石綿含有けい酸カルシウム板第1種
- ㉑石綿含有ロックウール吸音天井板
- ㉒石綿含有せっこうボード
- ㉓石綿含有パーライト板
- ㉔石綿含有ビニル床シート
- ㉕石綿含有ソフト巾木
- ㉖石綿含有スレート波板・大波
- ㉗石綿含有石膏ボード
- ㉘石綿含有スレート管

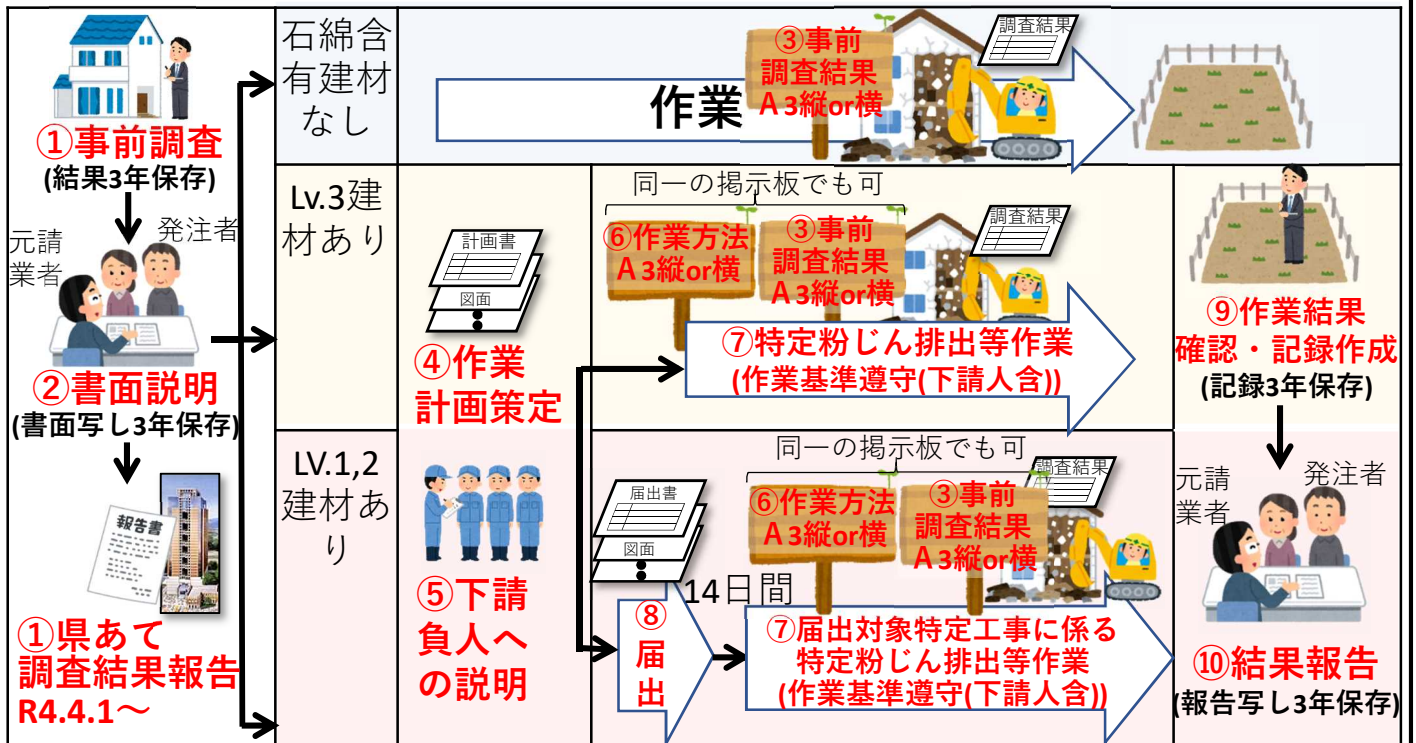
鉄筋コンクリート・鉄骨造に使用されているアスベスト含有建材例

(木造)

- 石綿含有窯業系サイディング
- 石綿含有住宅屋根化粧スレート
- 石綿含有建材複合系金属サイディング
- 石綿含有ルーフィング
- 石綿含有ケイ酸カルシウム板第1種
- 石綿含有石膏ボード
- 石綿含有壁紙
- 石綿含有ケイ酸カルシウム板第1種
- 石綿含有仕上げ塗材
- 石綿含有石膏ボード
- 石綿含有ビニル床タイル
- 石綿含有ビニル床シート

戸建て住宅に使用されているアスベスト含有建材例

○大気汚染防止法に定める解体等工事の流れと石綿飛散防止措置（R3.4.1～）



Lv1.建材：吹付け石綿、Lv.2建材：石綿含有保温材等、Lv.3建材：石綿含有成形板等

○石綿飛散防止措置の内容

(Lv. (レベル) は大気汚染防止法の規定ではなく通称です。)

【全ての解体等工事が必要】

- ①事前調査：元請業者等は書面、目視、分析調査により石綿含有建材の有無を工事着手前に調査。事前調査結果の記録を解体等工事現場に備置き。R4.4.1～一定規模以上の解体等工事の調査結果について県等へ報告。R5.10.1～有資格者が事前調査を実施。
 - ②書面説明：元請業者は事前調査結果を発注者に書面を交付して説明。
 - ③掲示：元請業者等は事前調査結果等を公衆に見やすい箇所に掲示(JISA列3番以上)。
- 【Lv1～3のアスベスト含有建材がある場合の解体等工事】
- ④作業計画策定：特定粉じん排出等作業実施前に作業計画を策定。
 - ⑤下請負人への説明：特定粉じん排出等作業を下請負する場合は、説明が必要。
 - ⑥作業方法の掲示：特定粉じん排出等作業実施の際、作業方法を掲示(JISA列3番以上)。
 - ⑦作業基準の遵守：特定粉じん排出等作業実施の際、作業基準を遵守。
 - ⑧届出：Lv.1、2の特定粉じん排出等作業実施の14日以上前に県等へ要届出。
 - ⑨⑩作業結果確認等：特定粉じん排出等作業完了後は、有資格者による取り残し確認・作業結果の記録作成・発注者へ報告。

詳細は県HP (<https://www.pref.gunma.jp/04/e0900114.html>) を参照してください。

「完全倒壊」等により事前調査が行えない建築物等については、下記問合せ先まで連絡ください。

○問合せ先

名称	所在地	連絡先	担当地域
前橋市 環境森林課	〒371-8601 前橋市大手町2丁目12-1	027-898-6294	前橋市
高崎市 環境政策課	〒370-8501 高崎市高松町35-1	027-321-1251	高崎市
中部 環境事務所	〒371-0051 前橋市上細井町2142-1	027-219-2020	伊勢崎市、渋川市、北群馬郡、佐波郡
西部 環境森林事務所	〒370-0805 高崎市台町4-3	027-323-5530	藤岡市、富岡市、安中市、多野郡、甘楽郡
吾妻 環境森林事務所	〒377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条町664	0279-75-4611	吾妻郡
利根沼田 環境森林事務所	〒378-0031 沼田市薄根町4412	0278-22-4481	沼田市、利根郡
東部 環境事務所	〒373-0033 太田市西本町60-27	0276-31-2517	桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡
群馬県 環境保全課	〒371-8570 前橋市大手町一丁目1-1	027-223-1111 (土日・夜間)	-